

研究ノート

福祉職の専門性を高める養成カリキュラムの課題 ～介護福祉士養成課程におけるカリキュラム改正過程の検討から～

板垣 直子^{*1}

要旨：2009年度から移行した介護福祉士養成課程の養成カリキュラムにおいて、「社会福祉援助技術」科目が消失している。カリキュラム改正の背景と検討過程について、厚生労働省内2003年、2006年検討会議事要旨、検討会報告書から考察すると、科目の消失や変更は改正の一端に過ぎず、社会から求められる介護福祉士の質と専門性を高めるべく現状と未来を見据えながら改正の検討がなされていたことが示唆された。しかし、社会福祉士、介護福祉士、保育士養成開始時に「社会福祉援助技術」科目が共通して組み込まれていたように、支援方法の共通基盤となり得るようなプログラム開発の吟味と共に、福祉専門職養成の質を高める教育についての検討が必要であることを提示した。

キーワード：社会福祉援助技術、介護福祉士養成課程カリキュラム、
専門性を高める養成カリキュラム

I. 研究背景と目的

社会福祉士養成課程において「ソーシャルワーク」に関連する科目について学ぶ意義は言うまでもない。「ソーシャルワーク」に関連する科目は、現在の養成カリキュラムに移行する2020年度までは科目名として「相談援助」と呼ばれ、さらに「相談援助」に移行する以前の2008年度までは「社会福祉援助技術」と呼ばれていた。1987年「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定、同年施行され、1988年度から社会福祉士養成課程がスタートした時代より、「社会福祉援助技術」から「相談援助」、そして「ソーシャルワーク」へと科目名は変化したとしても、社会福祉士の専門性を高めていく為に「ソーシャルワーク」を学ぶ重要性はむしろ増している。

しかしながら、社会福祉士養成課程と同様に

1988年度から「社会福祉援助技術」を科目として養成カリキュラムに組み込んでいた介護福祉士養成課程では2009年度からのカリキュラム移行時より消失、実質介護福祉士養成課程からは「ソーシャルワーク」について学ぶ科目が消失したまま現在に至っている。また、社会福祉士、介護福祉士同様名称独占業務資格である保育士養成課程においても、「社会福祉援助技術」から「相談援助」、「保育相談支援」、「家庭支援論」へ、そして2019年度より「子ども家庭支援論」に一本化されている為、保育士養成課程からも実質「ソーシャルワーク」について学ぶ科目が消失していることになる。

本研究においては、介護福祉士養成課程における2009年度スタートの養成カリキュラム改正に着目し、「社会福祉援助技術」科目が消失した理由と共に養成カリキュラム改正の背景と検

*1 東北文化学園専門学校 社会福祉科

討の流れについての考察を通して、福祉専門職養成課程におけるカリキュラムの課題を検討したい。

Ⅱ. 研究方法

1987年「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定、同年施行され、国家資格介護福祉士が誕生して現在35年が経過した。時代のニーズに対応するべく介護福祉士への高まる役割と期待に応じ、介護福祉士の定義・義務規定等が見直され「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正、同時に社会から求められる質と専門性^{注1)}を兼ね備えた介護福祉士への期待に応えるべく養成カリキュラムの改正も行われてきた。この35年の間に養成カリキュラムは実に4度も見直しされている。

本稿では、時代のニーズから高まる介護福祉士への期待に応えるべく養成カリキュラムの改正がなされた背景と検討過程について、厚生労働省検討会議事要旨、検討会報告書に着目しつつ、専門性を高めていく為の科目の選定過程について考察し、福祉専門職養成課程の在り方と課題について提示する。

なお、先行研究として前田(2021)の「福祉教育論～介護福祉士養成課程における社会福祉科目の課題検証～」がある^{注2)}。前田によると、「介護福祉士の隣接領域であるリハビリテーション、レクリエーション、手話、点字の技法を学び、何でもこなせる専門職、どのような職種ともチームが組める柔軟性が最大の魅力であったにも関わらず、2009年カリキュラム全面改訂を境に隣接領域の技法を学ばなくなり、介護領域の専門性のみが強調される方向が魅力の半減に繋がり若者の介護離れの一因である」ことが指摘されている。しかし、介護福祉士養成課程のカリキュラムが介護領域の専門性に特化したことにより魅力が半減したという指摘は疑問である。介護福祉士に加え、社会福祉士、保育士を含めた福祉専門職養成課程におけるカリキュラム改正と専門性の向上にはより根本的な課題があるものと考えらる。

Ⅲ. 介護福祉士養成課程におけるカリキュラム改正の背景について

1. 介護福祉士養成課程ルートとカリキュラムの変遷について

国家資格介護福祉士を取得するための養成課程のルートについては、現在、養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルート、経済連携協定(EPA)ルートの4つのルートがある。養成施設ルートにおいて、「経過措置として2026年度末までに卒業する者は卒業後の5年間は国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても介護福祉士になることができ、この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで介護福祉士の登録を継続することができる」¹⁾とされているが、4つのルート全てにおいて国家試験の合格が必要となっている。

今回カリキュラムに着目する養成施設ルート(介護福祉士養成施設2年以上)では、養成施設を卒業することで得られていた国家資格は経過措置があるものの、2007年改正「社会福祉士及び介護福祉士法」において国家試験が義務付けられている。

介護福祉士養成課程については1988年度よりスタートし、本校介護福祉科の養成課程のルートである養成施設ルート(介護福祉士養成施設2年以上)の養成カリキュラムについてはこれまで4度見直しがあり、5回に渡り変更されている。まずは介護福祉士養成開始当時のカリキュラム(表1)、2回目のカリキュラムは1999年度から(表2)であり総授業時間1,500時間から1,650時間へ変更されている。3回目のカリキュラムは2009年度から(表3)であり従来のカリキュラム編成にとらわれない形で「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」、「介護」の3領域に分けられ総授業時間が1,800時間へ変更された。4回目のカリキュラムは2014年度から(表4)であり、2015年度以降の介護福祉士国家試験より「医療的ケア」の内容が入ることから「医療的ケア」が科目として50時間追加され総授業時間が1,850時間となった。5回目のカリキュラムは2021年度から(表5)であり「人間と社会」の領域科目である「人間関係とコ

表5 介護福祉士カリキュラム5回目(2021年度から)

教育内容	時間数
人間と社会	240
人間の尊厳と自立	30以上
人間関係とコミュニケーション (チームマネジメントを追加)	60以上
社会の理解	60以上
こことからだのしくみ	300
発達と老化の理解	60
認知症の理解	60
障害の理解	60
こことからだのしくみ	120
介護	1260
介護の基本	180
コミュニケーション技術	60
生活支援技術	300
介護過程	150
介護総合演習	120
介護実習	450
医療的ケア	50
医療的ケア	50
合計	1850

表4 介護福祉士カリキュラム4回目(2014年度から)

教育内容	時間数
人間と社会	240
人間の尊厳と自立	30以上
人間関係とコミュニケーション	30以上
社会の理解	60以上
こことからだのしくみ	300
発達と老化の理解	60
認知症の理解	60
障害の理解	60
こことからだのしくみ	120
介護	1260
介護の基本	180
コミュニケーション技術	60
生活支援技術	300
介護過程	150
介護総合演習	120
介護実習	450
医療的ケア	50
医療的ケア	50
合計	1850

表3 介護福祉士カリキュラム3回目(2009年度から)

教育内容	時間数
人間と社会	240
人間の尊厳と自立	30以上
人間関係とコミュニケーション	30以上
社会の理解	60以上
こことからだのしくみ	300
発達と老化の理解	60
認知症の理解	60
障害の理解	60
こことからだのしくみ	120
介護	1260
介護の基本	180
コミュニケーション技術	60
生活支援技術	300
介護過程	150
介護総合演習	120
介護実習	450
合計	1800

表2 介護福祉士カリキュラム2回目(1999年度から)

教育内容	時間数
人間とその生活の理解	120
社会福祉概論	60
老人福祉論	60
障害者福祉論	30
リハビリテーション論	30
社会福祉援助技術	30
社会福祉援助技術演習	30
レクリエーション活動援助法	60
老人・障害者の心理	60
家政学概論	60
家政学実習	90
医学一般	90
精神保健	30
介護概論	60
介護技術	150
形態別介護技術	150
介護実習	450
介護実習指導	90
合計	1650

表1 介護福祉士カリキュラム1回目(1988年度から)

教育内容	時間数
人文科学系等から4科目	120
社会福祉概論	60
老人福祉論	60
障害者福祉論	30
リハビリテーション論	30
社会福祉援助技術	30
社会福祉援助技術演習	30
レクリエーション活動援助法	60
老人・障害者の心理	60
栄養・調理	30
家政学実習	90
医学一般	60
精神衛生	30
介護概論	60
介護技術	120
形態別介護技術	120
介護実習	450
実習指導	60
合計	1500

表1~5(出典) 介護福祉士養成課程編集委員会編集・最新介護福祉士養成講座第3巻介護の基本1第2版 中央法規出版(2020); P.95を参考に筆者作成。

コミュニケーション」の含むべき事項に「チームマネジメント」が追加され、現在に至っている。

以下では、養成施設ルート（介護福祉士養成施設2年以上）の養成カリキュラムに着目しつつ、「社会福祉援助技術」科目が消失した、2回目のカリキュラム（表2）から3回目のカリキュラム（表3）への改正の背景について考察する。

2. 2回目の養成カリキュラムから3回目の養成カリキュラムに改正されるまでの時代背景について

2回目のカリキュラム（表2）から3回目のカリキュラム（表3）に移行した1999年度から2009年度の時代背景について整理すると、2000年施行「介護保険法」と2003年施行「支援費制度（2006年障害者自立支援法（2012年改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）へ移行）」が大きい。高齢者、障害者の福祉サービスに関する制度のスタートに伴い、「認知症介護等従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められ、また、利用者がサービスを選択できるようになったことに伴いサービス利用支援、成年後見、権利擁護等新しい相談業務が拡大した」²⁾ことで介護福祉士への期待もさらに高まった。社会から求められる介護福祉士について検討する為、「社会福祉士及び介護福祉士法」が1987年に制定されてから20年を迎える2007年に向けて厚生労働省内に検討会を立ち上げ、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」を社会保障審議会（福祉部会）^{注3)}にて諮問し、国会に提出されることとなった。

法改正の大きな目玉としては、介護福祉士の定義規定そのものの変更である。1987年当初の介護福祉士の役割は入浴、排せつ、食事その他の介護と介護内容は三大介護と言われる身体介護が中心であった。しかし、介護ニーズが認知症介護等の精神面のケアを含むものへと変化し、介護福祉士への役割がただ単に身体介護にとどまらないものと期待された為、2007年への改正に向けて介護福祉士の定義自体を変更させていくこととなる。

加えて、社会の要望に応える介護福祉士の質

を高める為には、連動して養成教育が重要となり養成カリキュラムの見直しが必要となる。時代の流れにより介護福祉士に求められる期待の高まりに応えるがごとく、2回目から3回目のカリキュラム改正が大きな分岐点となった。

3. 養成カリキュラム改正の検討会位置付けについて

介護福祉士養成課程における、2回目のカリキュラム（表2）から3回目のカリキュラム（表3）への移行の背景について見ていくと、厚生労働省内に設置された2つの検討会が大きく関わっていることがわかる。

一つ目は2003年から開催された「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」^{注4)}、二つ目は2006年から開催された「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」^{注5)}である。二つ目の検討会である2006年から開催された「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」後に作成された検討会報告書を踏まえ、社会保障審議会（福祉部会）内で諮問されていくこととなる。

以下では、養成カリキュラム改正となる直接的な話し合いがもたれた2003年と2006年の2つの検討会における、介護福祉士養成カリキュラムに関する検討内容を整理すると共に、「社会福祉援助技術」科目の消失についても考察をすすめる。

IV. 介護福祉士養成課程におけるカリキュラム改正の検討の流れについて

1. 2003年「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」における検討内容

Ⅲ.2.で述べた時代背景もあり、社会から求められる介護福祉士の在り方を模索すべく、「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」が厚生労働省内に設置された。2003年6月24日第1回検討会が開催され、2004年5月31日第9回検討会まで、約1年の間に9回に渡って検討会が開催され、2004年6月に検討会報告書が示されている。検討委員は、社団

法人日本介護福祉士養成施設協会会長の江草委員（職名は当時のもの、以下委員も同様）を座長に、社団法人日本介護福祉士会副会長である石橋委員、社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会長である小林委員をはじめ、阿部委員、佐藤委員、佐野委員、高岡委員、竹中委員、中島委員、村尾委員の10名で構成されていた。

検討項目については、第1回（2003年6月24日）は検討の背景について、介護技術講習会の導入について、作業部会の設置等について、第2回（2003年9月30日）は介護技術講習会制度の導入について、作業部会作業報告について、第3回（2004年1月29日）は介護技術講習会の修正案について、今後の検討会の進め方について、第4回（2004年3月1日）は養成施設の現状と課題について（小林委員）、構造改革特区第4次要望について、第5回（2004年3月30日）は福祉系高校の現状と課題について（福祉科高等学校校長からヒアリング）、介護福祉士国家試験の現状と課題について（岡部委員）となっていた。

第1回から第5回までの議事要旨はなかったが、第9回までの検討会を踏まえて、2003年6月に公開された「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」において検討内容を一部伺い知ることができる。

検討会報告書によると、「1997年社会福祉士及び介護福祉士の施行から2007年には20年を迎える為、その間、介護保険制度、自立支援制度等高齢者、障害者に関する福祉サービス法整備が進み介護福祉士の役割もより人権、権利擁護等を意識することとなったこと、介護福祉士が量より質の時代に入ったこと、指定養成施設が定員割れを起こし始めていること、医療関係者が3年に対し2年の国家資格就業年では短いこと、養成施設卒業者にも国家試験を義務付ける検討を行うこと」等が議論されている。こういった背景を踏まえて、介護福祉士の養成カリキュラムの改正が議論されることとなったことがわかる。

2. 2006年「介護福祉士のあり方及びその養成プロセス見直し等に関する検討会」における検討内容

1) 2006年検討会について

IV.1.の「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」を受け、厚生労働省内に立ち上がった「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」は、2006年1月31日から2006年7月3日まで8回に渡り開催され、同年7月5日に検討会報告書としてまとめられていた。検討委員は京極委員を座長とし、社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長である江草委員（職名は当時のもの、以下委員も同様）、社団法人日本介護福祉士会会長である田中委員、高齢社会をよくする女性の会代表である樋口委員をはじめ、阿部委員、井部委員、國光委員、高橋委員、対馬委員、中島委員、廣江委員、堀田委員、榊田委員、綿委員、和田委員の15名で構成されていた。

2) 第1回検討会議事要旨について

2006年1月31日開催の第1回検討会議事要旨によると事務局中村局長より検討会開催の趣旨について、「2003年から『介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会』を設置し、2004年6月に『介護福祉士の資格取得方法について、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方向に統一することを検討する』等の報告がなされ、介護福祉士をめぐる現状と課題、これから期待される介護福祉サービス及び介護福祉士像、介護福祉士養成施設におけるカリキュラムの内容、資格取得方法の統一に向けて方向性を見出すため」と説明があった。

さらに第1回では、京極座長より各委員5分程度での発言が求められ、江草委員より「介護福祉士制度が18年経過し、介護保険制度の問題、障害者自立支援法、認知症対応、ターミナルケア対応等従来の介護福祉士の概念では賅いきれない問題があり、介護福祉士も量より質、人間的熟成が必要であり即戦力がある一方、深い洞察力が必要な介護の時期が来たのではないかと発言している。また、田中委員より「検討会は養成校への国家試験の導入検討でもあるが、

一方で実務経験を経て国家試験を受けるものへの教育のあり方についても検討すべきである。介護福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法にも別途定義づけがされているが、真に大切なことは人の人生、暮らし、あるいは健康といったものを見据えながら、それを支えていくパートナーであり、援助をする側の視点で考えるべきではなく、一人ひとりの人生観に沿った介護が展開できることが重要である。本当に大事なことは単に技術的なことではなく、人生観を支える視点を養うためにどうあるべきか」と提言している。

全国社会福祉施設経営者協議会介護保険事業経営委員長の廣江委員からは「介護福祉士は医療行為は全くできないが、一部ホームヘルパーや家庭で認められている日常のケア、ターミナルケア含めて一定の医療行為について養成、試験、研修等で認められる制度にしていきたい。また、多職種協働の時代になって、職員間の連携、利用者の方々とのコミュニケーションスキルが大事でありこういう課題を教育の中にきちんと位置付けることでより求められる養成ができる」との発言があった。

東京大学社会科学研究所助手の堀田委員からは「現場での職業能力やマネジメント能力の必要性」、全国老人福祉施設協議会調査研究所の榊田委員からは「地域においては地域包括支援センターの中に介護福祉士という職種が入ってこないことから介護保険改正における介護予防において介護福祉士の役割が大きく変わってしまった。施設においては利用者への生活面での支援、援助が大切であるため、普段の生活能力をいかに高めていくか、介護技術面は育っているが、利用者の人間的なフォローをする支援の際の弱さが目立つために人間的な基礎教育が第一に必要となってくるのではないか」、文京学院大学人間学部人間福祉学科教授の綿委員からは「介護福祉士の『福祉士』の部分で現状の中で新しい概念の介護学というものをしっかり確立していかなければならない、例えばこれから在宅に力が入ってくるというような話であれば新規介護学であるとか、ソーシャルケアという視点が必要である」との発言があった。

第1回の検討会を通し、介護福祉士が量より

質が求められる時代となり介護福祉士全体のレベル上げの必要性があり、その為の人的成長を促す養成プロセスの検討について、また、一部医療行為・多職種連携・コミュニケーション能力の向上等、現在の介護福祉士養成課程カリキュラムに繋がる話し合いがなされていたことがわかった。

3) 第2回、第3回検討会議事要旨について

第2回検討会議事要旨においては、特養ホームを良くする市民の会の本間理事長より「介護福祉士のコミュニケーション能力、記録の力不足が指摘されていること」、また、廣江委員より「コミュニケーションスキルをカリキュラムの中に絶対入れるべき」と意見があり、獨協大学経済学部助教授の阿部委員は「人間力、コミュニケーション能力、あるいは国語力、こういったものがかなり低い。これらをどうやって見直しカリキュラムに載せていくかこの検討会で徹底的に話し合っていくべきである、ひとまかせにせず学校教育あるいは現場がどれだけ乗り出すか、ここは非常に重要である」と述べている。

第3回検討会議事要旨においては、田中委員より「尊厳を支えるケア、人間を理解する態度の重要性」の提言があり、樋口委員より「コミュニケーションの必要性」等が再度論議された。検討会も第3回を迎えるが具体的なカリキュラム検討までには至らず、事務局より委員にカリキュラム提示を促す提言があった。

4) 第4回検討会議事要旨について

第4回検討会議事要旨において、初めて「社会福祉援助技術」の科目について、日本社会事業大学社会福祉学部教授の中島委員より発言があった。それは、「『社会福祉援助技術』は担当する講師の専門性によって内容にばらつきがあり、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークといったいわゆる『社会福祉援助技術』の演習では一般論に終始せずに介護福祉士に必要なリアリティを持った内容で演習されるべきである。訪問、通所、グループホーム、入所といった業務形態別に実際の介護業務のプロセス、業務開始に当たっての準備等々から業務プロセスを学習させるとともに支援事例を通

じて支援方法を個別具体的実践的に教える方がいい」というものであったが、全検討会議事要旨を通して「社会福祉援助技術」の科目に対し発言したのは中島委員のこの発言のみであった。

5) 第5回検討会議事要旨について

第5回検討会は、第1回から第4回までの検討会の論点と介護福祉士養成のカリキュラム・シラバスの検討について事務局よりまとめられたものの説明であった。基本的な考え方として、現行の科目、カリキュラム、シラバスにとらわれず今日的視点で抜本的に見直すこと、介護の現場で実際に行われている業務を踏まえ実践的なカリキュラムとすること、制度改正や認知症及び中・重度者への対応等介護ニーズの変化に即応したものとすること、チームによる多職種協働ができる介護福祉士を養成すること、養成は基本的な内容とし資格取得後の発展を視野に入れたものとされ、講義・演習・実習を一貫して学習できるようにすることが示され、1. 倫理、尊厳の保持、記録記述力、IT活用、コミュニケーション技術、制度を学ぶ「基礎」、2. チームの一員として他職種と協働できるようにするためからだところのしくみに関する知識、認知症の理解と対応について、障害、高齢者等年齢にとらわれず自立支援の視点を強化する「からだところのしくみ」、3. 基本的介護技術、介護予防、看取り、リハビリテーション、介護過程の展開等について学ぶ「介護」という3つの柱が示された。

また、「人材養成における12の目標」についても示された。内容は、1. 「尊厳を支えるケア」の実践、2. 現場重視、実践的であること、3. これからのニーズ、政策に対応、4. 施設・在宅を通じた汎用性、5. 心理的・社会的支援の重視、6. 介護予防からリハビリテーション、看取りまで、7. 多職種協働、チームケア、8. 個人単位での対応能力、9. 「個別ケア」の実践能力、10. 説明能力、記録記述力、11. 関連領域の理解、12. 高い倫理性についてである。

6) 「求められる介護福祉士像」

第6回は教員要件等を中心に自由討議、第7

回は実習時間、カリキュラム総時間についての検討、第8回はこれからの介護人材などを中心とした自由討議であった。

第5回検討会において事務局より示された「基礎」、「からだところのしくみ」、「介護」の3つの柱は、2009年度からの養成カリキュラム改正の目玉である「人間と社会」、「ところとからだのしくみ」、「介護」の3領域にほぼ踏襲されている。

第5回検討会で示された「人材養成における12の目標」は第8回検討会後の検討会報告書において「求められる介護福祉士像」と称された。この「求められる介護福祉士像」を目指して養成カリキュラムが具体的に編成されていくこととなる。2006年検討会議事要旨から実質第5回までに養成カリキュラムの方向性は定まっていたことがわかった。

なお、1999年厚生労働省内に設置された「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」^{注6)}において、「感性豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、意思疎通をうまく行って介護を必要とする人との信頼関係を築くことができること。要介護者等の状況を判断し、それに応じた介護を計画的に実施しその結果を自ら評価できること。介護を必要とする人の生命や人権を尊重し、自立支援の観点から介護できること。他の保健医療福祉従事者等と連携し、協働して介護できること。資質の向上を図るために自己研鑽とともに後進の育成に努めること。」という「期待される介護福祉士像」について示されていた。「求められる介護福祉士像」は、この「期待される介護福祉士像」をベースに新たな介護福祉士の理想像として示されたものと考えられる。

V. まとめ

本稿において明らかになったことを述べていきたい。一つには、2009年度スタートの養成カリキュラム改正に着目し、2つの検討会議事要旨、検討会報告書を整理した。そこでは、現行の科目、カリキュラムにとらわれないという方針の下で抜本的に見直しをなされ、介護福祉士の質と専門性を高めるべく現状と未来を見据え

ながら検討されていたことがわかった。介護福祉士の実務と質を高めるプログラム作成が優先され、「レクリエーション」については不要ではないかとの論議はあったものの、「社会福祉援助技術」を含む他の科目については一つひとつの科目の精査というよりもむしろ大きいくくりで捉えていた。よって、「社会福祉援助技術」の科目が介護福祉士養成課程に不必要かどうかの議論については検討過程では見えなかった。

二つには、介護福祉士の専門性を高めていく為の特徴的な科目が盛り込まれているのかについて、多くの検討委員が必要であると発言した「人間の尊厳」、「コミュニケーション能力の向上」、「記録記述力の向上」等に関しては、2009年度からの養成カリキュラムに盛り込まれ、その他検討されていた「医療的ケア」については遅れて2014年度から、「マネジメント能力の向上」についてはさらに遅れて2021年度から盛り込まれていたことである。

しかし、養成カリキュラムが介護福祉士としての質と専門性を高めるものとなってきた一方で、介護福祉士養成で学ぶ新卒者の確保という課題は継続する^{注7)}。

以前、社会福祉援助技術現場実習の多くは特別養護老人ホームで行われ、ケアワーク実践も多く取り入れられていた経緯があった。その為、社会福祉士が専門性を高めていく為に介護福祉士の主たるフィールドである特別養護老人ホームにおいて社会福祉援助技術現場実習を行う際、ソーシャルワークとケアワークの相違を明らかにしつつ、ソーシャルワーク業務からケアワーク業務を切り離す必要があった。よって、介護福祉士養成課程から「社会福祉援助技術」科目が消失したように、社会福祉士養成課程からも「介護概論」が消失している。また、保育士養成課程に関しては、社会福祉士と実習先の重複としては児童養護施設等があるが、社会福祉士は子どもの直接的ケアワーク（保育）に関わることはほとんどなく業務のすみわけができていた為、保育士養成課程には近年まで「ソーシャルワーク」の関連科目が残っていたものと推測される。

しかしながら、社会福祉士と介護福祉士、社会福祉士と保育士の支援対象は共通するクライ

アントも多い為、「社会福祉援助技術」科目が共通でなくなった現在、これに変わる福祉専門職に共通のコミュニケーション技術を含めたガイドの開発等、支援方法における共通基盤の確立は必須であると考ええる。

1988年度当時のカリキュラム編成以前から現在の養成カリキュラムまで、社会福祉士、保育士含めて比較しながら共通基盤を十分吟味し、より質の高い福祉専門職養成教育の在り方について検討を進めたい。

VI. 課題

2009年度改正介護福祉士養成課程のカリキュラムに関する2003年、2006年検討会議事要旨、検討会報告書を読み込むと、まず初めに2009年度からの開始に向け6年前から遡って検討されていたことがわかった。高齢社会に向けて介護福祉士への期待が高まり、急ぎ養成へと方向が示されてもおかしくない状況にも関わらず、長い時間をかけ丁寧に検討しているということは、介護を国家全体の課題として捉え未来を見据えながら取り組んでいる現れであろう。

また、「社会福祉援助技術」科目の養成カリキュラム変更には、時代背景（高齢化率の増加や介護保険法、支援費制度の開始）があり、制度への対応に伴い質の高い福祉サービスを提供できる専門職としての役割へ期待があった。

今回は介護福祉士養成課程について焦点を当てたが、養成方法には養成校ルートの他に実務経験ルート、福祉系高校ルート、経済連携協定（EPA）ルートもあり今後はそれぞれの養成カリキュラムの変遷についても研究を広げたい。また、社会福祉士養成課程、介護福祉士養成課程、保育士養成課程の成立背景と養成カリキュラム改正過程の背景を捉えて、3資格の関係性、整合性を時系列的に捉え丁寧に研究し、当初の養成カリキュラムには「社会福祉援助技術」が共通して組み込まれていたように、支援方法の共通基盤となり得るような、3資格が養成課程において活用できるコミュニケーション技術向上のガイド等プログラム開発の吟味と共に、福祉専門職養成の質を高める教育について検討したいと考えている。

【謝辞】

この度、本稿執筆にあたり査読者様には丁寧なご指導を賜りました。今後とも質の高い福祉専門職養成に尽力し、社会に貢献したいと考えております。この場をお借りし、深く感謝申し上げます。並びに、本校校長佐藤直由先生より丁寧なご指導を賜りました。本当にありがとうございました。

【注】

- 1) 「介護福祉士の専門性」について公益社団法人日本介護福祉士会では、「利用者の生活をより良い方向へ変化させるために、根拠に基づいた介護の実践と共に、環境を整備することができること」と定義し、1. 介護過程の展開による根拠に基づいた介護実践、2. 指導・育成、3. 環境の整備、多職種連携の3項目で整理している。また、「介護福祉士の能力」として公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会では、介護福祉士として、利用者の生活全般を理解し、介護に関する適切な判断と行動ができること、良い人間関係を築けるコミュニケーション能力を備えることを挙げている。そのことから、社会から求められる質と専門性を兼ね備えた介護福祉士について、本稿では介護の実践はもとより適切な介護過程の展開ができること、多職種連携を図ることができること、コミュニケーション能力があること等と指摘する。

公益社団法人日本介護福祉士会 HP (2023.1.13閲覧)

<https://www.jaccw.or.jp/about/fukushishi/senmon>

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 HP (2023.1.13閲覧)

https://kaiyokyo.net/work/index.html#contents_intro

- 2) 前田崇博. 福祉教育論－介護福祉士養成課程における社会福祉科目の課題検証－大阪城南女子短期大学研究紀要第56巻. 大阪城南女子短期大学 (2021) : P127 ~ 136
- 3) 厚生労働省 HP 内社会保障審議会 (福祉

部会) (2022.10.26閲覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126700.html

- 4) 厚生労働省 HP 内「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」 (2022.8.4 閲覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_141289.html

- 5) 厚生労働省 HP 内「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」 (2022.8.4 閲覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_141290.html

- 6) 厚生労働省 HP 内「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」 (2022.10.26 閲覧)

https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1103/h0310-1_16.html

- 7) 2025年までに団塊の世代が全て後期高齢者となることから介護を担う中心となる質の高い介護福祉士の養成は急務であるにも関わらず、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会の調査によるとその養成課程数は年々減り、加えて定員充足率も約50%を推移、2022年度新卒入学者数はわずか4,296名である。高齢者人口に比し18歳人口が年々減り続けていることから、ますます新卒で介護福祉士を目指す若者が減ることが予測される。

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 HP 内「令和4年度介護福祉士養成施設の入学定員充足状況等に関する調査の結果について」 (2023.1.8 閲覧)

https://kaiyokyo.net/news/r4_nyuugakusha_ryuugakusei.pdf

【引用文献】

- 1) 公益財団法人社会福祉振興・試験センター HP 内介護福祉士国家試験受験資格 (資格取得ルート図) (注1) (2022.10.26閲覧) <https://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/route.html>
- 2) 介護福祉士養成講座編集委員会編集. 最新・介護福祉士養成講座第3巻介護の基本

I 第2版 . 中央法規出版 (2020) ; P68

【参考文献】

- 1) 厚生労働省 HP 内「医療と介護の一体的な改革」(2023.1.8 閲覧)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>
- 2) 厚生労働省 HP 内「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」(2022.7.22 閲覧)

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/betten1.pdf>

- 3) 嶋田芳男 . 高齢者福祉領域における支援能力の形成に関する研究 - 人間関係に関わる能力に焦点をあて - 人間関係学研究第15巻第1号 . 東京家政学院大学 (2008) ; P13 ~ 20

Problem of the training curriculum raising specialty of the welfare job - From the examination of the curriculum revision process in the care worker training course -

Naoko ITAGAKI

Abstract

In the curriculum of the care worker training course revised in 2009, a subject, "Social Welfare Support Skills" was deleted. Given the proceedings and reports of the study meetings in Ministry of Health, Labour and Welfare in 2003 and 2006 with the close look at the background and the examination process of the curriculum revision, it was found that the revision has the aim to raise the quality and the specialty of the care workers. In the examination of the revised curriculum of the care worker training course, this paper suggests the education to raise quality with the development of a program that could be a common ground for the support method like "Social Welfare Support Skills" as a common subject at the start of the training program for social workers, care workers and the nursery teachers.

Key word : social work, care worker training education, The training curriculum which raises specialty